

「佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」
制定に関するパブリックコメント実施要領

1 趣旨

行政手続のオンライン化については、法令に基づく手続等については法整備がなされ、佐渡市においても令和5年4月よりオンライン手続が可能となっています。

法整備の中では、地方公共団体についても条例または規則に基づく手続についてオンライン化できるよう条例の制定を要請しており、本市についてもこの趣旨に則り、条例または規則に基づく手続について、書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能とするために必要な条例上の整備を行うものです。

2 公表資料

「佐渡市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例(案)」

3 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所本庁舎1階総合窓口、各支所・行政サービスセンター・連絡所
- (3) 各教育事務所、各図書館(室)

4 ご意見の募集期間

令和5年8月14日(月)～9月11日(月)17時まで

5 ご意見の提出方法

- (1) 応募専用フォーム
市ホームページの専用フォームより送信してください。
- (2) ご意見提出用紙
必要事項をご記入のうえ、ファックス、郵送または閲覧場所の窓口からご提出ください。提出用紙は閲覧場所に備え付けのほか、市のホームページからダウンロードできます。

※ ご意見への内容は公表しますが、お名前などは公表しません。

※ ご意見への個別回答はいたしません。

※ 内容が類似するご意見はまとめて公表する場合があります。

※ お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考えは、令和5年9月中旬(予定)に市ホームページで公表します。

6 お問い合わせ先

〒952-1292 佐渡市千種232 佐渡市総務部総務課デジタル政策室
電話:0259-63-5139、ファックス:0259-63-3300
メールアドレス:r-digital@city.sado.niigata.jp

[ご意見提出用紙]

[件名]「佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(案)」

氏 名		
所属	会社名又は 所属団体名	
	部署名	
住 所		
電話番号		
メールアドレス		
ご意見欄		

提出方法	ご意見提出用紙の持込、郵送、ファックス
提出期限	令和5年9月11日(月)17時必着
提出先	〒952-1292 佐渡市千種232 佐渡市役所総務部総務課デジタル政策室 電話:0259-63-5139、ファックス:0259-63-3300